

群馬県交通安全条例一部改正の概要

1.改正のポイント

- 自転車保険の加入 努力義務 → **義務**
- 自転車乗車用ヘルメットの着用 規定なし → **努力義務**

2.公布及び施行日

- 公布 令和2年10月20日（火）
- 施行 令和3年4月1日（木）

3. 自転車保険関係（第9条の3・第9条の4）

改正前	改正後
自転車 を運転する者 は、自転車事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入に 努めるもの とします。	自転車利用者 （未成年者を除く。）は、その自転車の利用に係る自転車保険に 加入しなければなりません。
	保護者 は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、その自転車の利用に係る自転車保険に 加入しなければなりません。
	事業者 は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車保険に 加入しなければなりません。
	自転車の貸付けを業とする者 は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車保険に 加入しなければなりません。
自転車 を販売する者 は、購入者に対し自転車保険加入の必要性等の 情報の提供に努めなければなりません。	自転車を販売する者 は、購入者に対し自転車保険 加入の有無を確認するよう努めなければなりません。 その際、購入者が保険に加入していることが確認できなかった場合は、自転車保険に関する 情報を提供するよう努めなければなりません。
	学校等を設置し、又は管理する者 は、通学に自転車を利用している児童及び生徒に対し自転車保険 加入の有無を確認するよう努めなければなりません。 その際、児童及び生徒が保険に加入していることが確認できなかった場合は、児童及び生徒並びに保護者に自転車保険に関する 情報を提供するよう努めなければなりません。
	県は、自転車保険の加入を促進するため、関係団体と連携して、自転車保険に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとします。

4. 自転車乗車用ヘルメット関係（第9条の2関係）

改正前	改正後
規定なし	自転車利用者 は、乗車用ヘルメットを着用するよう 努めなければなりません。
	自転車利用者 は、自転車に取り付けられた 幼児用乗車装置に小学校就学の始期に達するまでの者を乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。
	保護者 は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを 着用させるよう努めなければなりません。